

民法（債権法）改正
平成32年（2020年）4月1日施行

改正

2020年4月1日から

債権法

（民法の契約等に関する部分）が
新しくなります

民法制定以来120年間の社会経済の変化に対応します
民法のルールがより分かりやすいものになります



改正の内容については法務省ホームページをご覧ください。

法務省民事局参事官室
03-3580-4111（代）

[http://www.moj.go.jp/
MINJI/minji06_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)

